

はじめに

### 一、坂者の「葬埋の料」の徴収

- 「葬埋の料」 正月・七月（1）  
「埋地の子銭」 六月（2）  
「米壹升」 六月朔日 長香寺（5）  
「非人銭」「壹貫文」 十二月 祇園社（6） 万治二年（二六五九）

### 二、坂弓矢町と祇園会

- 「坂犬神人」の「手下四宿」 桂・鳥羽・日野・九条（7）  
天和三年（一六八三）の改革（8）  
「天和二戊年迄ハ坂并四宿、具足人数都合七十六人」（9）、  
天和三年以降  
「公儀江御断願等申上候品々」（8）をもって祇園会に参加する  
清水地主祭と弓矢町（11・10）  
年寄六人  
行事二人

### 三、「弓矢町」と「物吉村」の領域

- 下柳町と「晴明凶子」の境を流れる「大溝」（12）  
下柳町の「隣町」は「清円寺」（13）

むすび

- 「応安四年（二三七一）四月の死者の衣類をめぐる河原者と犬神人の争い（22）  
河原者と職能（権益）と犬神人の職能（権益）

はじめに

一、坂者の「葬埋の料」の徴収

1 「雍州府志」八 古跡門上

千本 凡そ松岡の西南、惣て千本と称す。その内、上品蓮台寺の東北、船岡山西の麓に火葬場あり。俗にかの所を専ら千本といふ。火葬の資料、蓮台寺の中、六坊の僧これを分領す。古へ感神院犬神人、祇園会祭礼の月、神幸に先んじて前路の不浄の物を取り棄つ。もし死屍有らば、則ち祭の月の如く、これに依つて死人を埋める。死人則ち他所においても亦己が作とす所の事となし、毎年巡察、諸寺院の墓地に新葬の跡あれば、則ちその寺院に就いて、葬埋の料を請ふ。近世、諸寺院共に正月・七月、毎年両度予め米銭を犬神人に施す。これよりして後、墓地を見及ばず。蓮台寺の六坊、その坊中、各々土葬の場あり。是も亦春秋、米銭を犬神人に贈る。犬神人は今の清水坂の弦指なり。

2 「日次紀事」

この月(六月)、祇園会以前、感神院の犬神人、各々諸寺院に到り、埋地の子銭を請ふ。古へ新屍を葬るに、則ちこの人をしてこれを埋めせしめ、則ち米銭を与えるが故に今に至りその例を追ふ。

3 「坂奉行人惣代連署墓役売券」慶長元年(一五九六) 『知恩院文書』

(貼紙) 「葬礼につきさかの書物」

知恩院より坂へ下され候御墓役の物、坂のからんこんりう仕候によつて、諸役のこらず銀子五まいに永代知恩院へ売り渡し申す所、実正明白なり。たとひ葬場何方にひらかせられ候とも少も相構うこと御座なく候。しせん天下一同ならびに私の徳政参り候とも、

少も違乱・煩い申すまじく候。そのため昔よりの証文悉く返進申し候。向後書物出で申し候とも、ほうくたるべく候。もし何方よりも申し分これあらば、何時なりともこの判形の衆罷り出、その明申し分くべく候。仍て永代売券の状、件の如し。

慶長元年極月六日

坂奉行惣代

但馬(花押)

備後(花押)

安芸(花押)

出雲(花押)

長門(花押)

知恩院

御役者中様

まいる

4 「坂衆六人連署請文」慶長十一年(一六〇六)

『長香寺文書』

定無所之事

一 一ふりさけ 三升

一 一板こし 五升

一 一はりこし 壺斗

一 一かん 五斗

一 一六月一日二さうしせん 三升

一 一ひやあらかきまくつな 壺石

一 一引馬あらは 五斗

この状をもて、い覽なく坂方へ可給候、仍状如件

長香寺様まゐる

わかさ(花押)

みかわ(花押)

ふんこ(花押)

ちくこ(花押)

かゝ(花押)

かわち(花押)

「右之書物反古也  
坂六人之内  
同

越後(黒印)

日向(花押)

5 〔坂衆六人連署請文〕 正保元年（一六四四）

定墓所之事

一 毎年六月朔日ニ米壹升、坂方へ請取可申候、若天下一同之徳政  
行候者、米式升請取申候、此外如何様之そうれい御座候とも、  
少も違乱申間敷候、仍而永代之状如件

正保参年

丙戌十二月十一日

『長香寺文書』

二、坂弓矢町と祇園会

7 〔諸事覚〕 二 延宝二年（一六七四）

『上河原家文書』

一 十四日之御神事ニ坂犬神人ども、寺町松原通東へ入、北かわ  
龍田道的という仁の家にて口論いたし荒し候トノ義にて、そ  
の町人并道的、公儀へ訟之訴訟につき、御公儀より吟味ニ  
て本人出し候様ニと仰せ付けられ候へども、大勢ノ者故、さ  
したる本人これなきにつき、坂ノ者ども内談いたし鬮を取候  
躰ニ仕り、筑後・甲斐籠舎「いたし候」

覚

一 当社被官坂ノ手下四宿ノ事

一 か（桂）つらノ宿 坂 近江ニ附ク  
一 と（鳥羽）ばノ宿 坂 丹波ニ付ク  
一 ひ（日岡）のをか宿 坂 備前ニ付ク  
一 九条 坂惣中ニ付ク

右、坂ノ者どもに相尋ね、これを記すものなり。

長香寺様

参

（紙継目）

請取申銀子之事

合銀子廿五匁、惜二請取申候、為後日如斯候

正保三年極月十一日

坂六人之内

越後（黒印）

同

日向（花押）

（包紙・異筆）

「元禄元年六月「壹錢も不出候」、坂六人者ねだり二米可取と申  
時、此手形見せ候へハ、こわかりにけ行、詫言申一札 誠誉」

6 〔坂豊後非人錢請取状〔堅切紙〕〕 万治二年（一六五九）『八坂神社文書』

納非人錢之事

合壹貫文者

右、所請取如件

万治貳年十二月廿七日

祇園山木甚太郎殿まゐる

坂豊後（花押）

8 〔諸事覚三〕 天和三年（一六八三）

『上河原家文書』

一 同年、從御公儀被仰出ニハ、諸社之神事ニ其社ニ於て申立無之  
者共、猥ニ具足ヲ着し鑓・長刀等、又刀着候警固人など召連候  
事停止との御事ニ付、当社神事前、公儀江御断願等申上候品々  
あり、別記に委細留書いたし置、大帳箱ニアリ

9 〔坂弓矢町年寄等連署具足人数覚書〕

『八坂神社文書』

（封紙ウハ書）

「祇園社

坂弓矢町

御社中様

年寄

一 具足

一 具足  
桂村 三人  
鳥羽村 三人  
日岡村 六人  
九条 五人

坂 式拾貳人

但シ棒之者六人、使番貳人ハ此外也

一 刀

坂 十徳之者三人

桂村 壺人

鳥羽村 壺人

日岡村 壺人

九条 壺人

一 謹

前駆 棒六人之内ニテ押鍵三筋并使番貳人、壺人ニ壺筋宛

桂村 押鍵壺筋

日岡村 押鍵壺筋

坂 押鍵弐筋

一 長刀

桂村 壺振

一 刺物母衣

金入段子・縮緬・紗綾・綸子并惣而金入之道具、此分停止

天和二戌年迄ハ坂并四宿、具足人数都合七十六人ニ而候、然ニ当年從御公儀様諸社之神事具足・刀・鎧等、猥ニ用申候事御停止ニ付、御社より御公儀様に御断願被仰上、則相叶候上、我々共へ右之品々御公儀様江被上候書付之趣被仰渡、髓ニ承知仕候、且又於路次理不尽ニ荒候働、毛頭仕間敷候由、是又奉畏候、坂ハ不及申、四宿中へも私共より急度申渡、右之段々相守せ可申候、若違背仕候者御座候者、此方越度可被仰上候、仍為後一札如件

天和三癸亥年

閏五月廿二日

坂弓矢町

年寄 出羽 (印)

同 美濃 (印)

同 梅津 (印)

鳥羽村頭 丹波 (印)

日岡村頭 備前 (印)

備前 (印)

祇園社

御社中様

10 「清水寺成就院日記」元禄十四年（一七〇一）四月

一 坂弓矢町の者ども、当年も六人参り候ニつき、様子聞き届け、昨日申し付け候通り、口上の趣、留書かくのごとくに候

口上の覚

一 当町地主の御神事ニ例年我々ども八人宛参り相勤め申し候ところ、困窮 仕り候ニつき、当年ハ六人参り候。明日ニても以来六人参り候ようにの御願い申し上ぐべく候。もつとも八人宛欠かし申さず、例年の通り出で候ようニと御座候ハバ、来年は相違なく罷り出さずべく候。以上

元禄拾貳年卯四月九日

坂弓矢町 年寄出羽

同 美濃

同 宮内

同 蔵人

同 高嶋

年寄名代壺人

11 「清水寺成就院日記」元禄十五年（一七〇二）六月

行列之覚 (中略)

一 氏子中ねり物 門前壺町目 警固 (中略)

一 坂年寄六人 退紅 きりこの棒持 式行ニ式人ツ、

一同行事式人 退紅

この式人ハ困窮の間断りニて四年以前、卯ノ年より参らず。

右、坂の者罷り出るの儀ハ、西の宿所清水坂と申し候て、往古より祭礼の節、罷り出候。

三、「弓矢町」と「物吉村」の領域

12〔下柳町役人連署断書〕明和七年（一七七〇）

〔端裏書〕

「明和七寅年

清明凶子道明一札 式通之内」

御断申上候口上書

一此度清明凶子方当町南之大溝際江為非常用心往来道明ケ申度由  
清円寺方相願候ニ付、御窺申上候、尤当町内何之差障茂無御座  
候ニ付、右之段、御断奉申上候、以上

御境内下柳町

年寄 升屋 市兵衛（印）

明和七年寅九月

五人組 近江屋 良縁（印）  
同 不那屋 次郎兵衛（印）

御地頭様

御役人中

13〔下柳町役人連署願書〕安永七年（一七七九）

〔端裏書〕

「安永七戌年

大溝之上番所小屋建置度願 并溝さらへ請合一札 下柳町」

奉願口上書

一当町南之正面の大溝ハ御寺内下水道筋候所、此溝之上先達而方  
当町内夜番小屋壱ケ所有来候所、此度町中番所壱ケ所此双溝之  
上ニ差置申度奉願上候、然ル所此溝筋之土砂流込候節、溝浚之  
儀自今以後右番所より水下モ当町請持ニ仕、土砂ハ勿論塵芥掃  
除等仕候様被仰渡候、此儀御地頭様御支配相離れ、当町請持ニ  
相成候而者、隣町又者清円寺杯聞及候ハ、自然与輕メ塵芥も多  
ク溜、夏之品ニ寄確執ニ及申間敷哉と奉存候へ者、何分御地頭  
様御支配相離れ町中引請申儀一統ニ不承知ニ御座候へ者、此儀  
ハ是迄之通成被置被下候度奉願上候、乍併当町為勝手右番所壱  
ケ所差置せ被下候ハ、此已後御地頭様方此溝筋土砂浚之度毎

『建仁寺文書』

『建仁寺文書』

二、右番所方坂弓矢町之町境迄ハ当町方度毎ニ土砂浚掃除迄急度

可仕候、尤此溝筋与当町之境ニ古来より溝浚砂上ケ場所御地面  
之内少シ計空地御座候所、当町之番人近年此所仮ニ差掛ケ杯仕  
居候得共、近辺用心之為ニ茂相成候故、其俣差置候得共、此度  
御察答御座候ニ付、則番人へ申渡、何時ニ而茂御地面御入用之  
節、右之差掛ケ早速取払可申旨、急度申渡置候、勿論於御地面  
聊僂末之儀不仕間、右願之通、御聞届成被下候、難有可奉存上  
候、以上

安永七年戌八月

御寺内下柳町

年寄 金屋武助（印）

五人組 鮎屋次郎兵衛（印）

町惣代 海老屋惣七（印）

御地頭

御役人中様

14〔京都坊目誌下京第二十学区之部〕

○安倍ノ晴明ノ墳址 宮川町五町目北側三百五十二番地より、

弓矢町に跨り此址なり、始め一区域を為し物吉村とす（元禄  
十二年凶に地を画して晴明塚と注し、官上京師凶にも区画を  
為して物吉村長棟堂と記す、寛保元年京絵凶にもよし村清  
円寺とあり、天保二年京大絵凶には晴明社と記入す）、  
此所は原と悲田院に分属する癩病患者を休養する私立病院あ  
り、創始の年月詳ならずと雖も、寛文八年の頃、岡崎村悲田  
院より分離せしが如し、毎年五節句（正月、七ケ日、三月三  
日、五月五日、七月七日、九月九日也）には、病者を監護す  
る者、及び之が雇人（六波羅辺に住する非人）等、官許を得  
て、京都市中及山城八郡に出て、ものよし正月の御祝ひ、又  
は何々と唱へ各門戸に就き、米錢を乞ふを以て例とす、五節  
句の収入米五千石と注す、

15〔京都坊目誌下京第二十学区之部〕

○轟川下流 水源清水山宇湯谷溪より発し、二十二学区を経て、  
下弁天町町境より来り、小松町建仁寺境に注ぐ、延長曲折して  
三百七十間、幅三尺とす、下流に至りては人家の棄て水を放合  
するを以て、汚濁を免かれず

北小路万里小路

智恵光院の辺り騒動す。相尋ぬるの処、土佐国住人佐川（仮名、実名、不知之、件）の寺中に居住す。（中略）寺中に打ち入るの処、佐川の

若党・中間等相并四人（此内一人佐川親類、只今自土州上洛云々、一人は一両日存生す。しかれども遂にもつて死去す。

数十人と云々、  
 四日、犬神人智恵光院に寄せ来たり鼓騒すと云々。ことの子細を尋ぬるの処、佐川の下人死人等、川原者これを取り棄て、衣裳を取るの間、犬神人等これを管領すべしと称し、川原者取るところの衣裳を取り返し賜るべきの由、智恵光院を譴責す。放火に及ぶべきの由これを称すと云々、用途少分を与うべきの由、寺中懇望するといえども叙用せざるの間、数刻退散せず。しかれども川原奴原、また智恵光院を見継ぐべしと称して、多く以て甲冑を帯びて集合す。犬神人もしや、かの威を畏るゝか、引退し了んぬ。後に聞く、侍所において犬神人と川原者と問答を番えるの処、川原者理致の由判断の間無力、嗷々の沙汰に及ばず。犬神人等後き畢んぬと云々。